

船舶インシデント調査報告書

令和3年2月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和2年7月24日 07時10分ごろ
発生場所	徳島県 ^{あなん} 阿南市 ^{まいこ} 舞子島北東方沖 蒲生田岬灯台から真方位003° 1.62海里付近 （概位 北緯33° 51.7′ 東経134° 45.1′）
インシデントの概要	プレジャーボート第3 ^{せいけん} 聖賢は、航行中、主機に燃料油の供給ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年8月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 第3 ^{せいけん} 聖賢、5トン未満（長さ11.24m）
船舶番号、船舶所有者等	252-21996和歌山、株式会社聖興業
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.7m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者7人を乗せ漂泊中、釣り場を移動しようと主機を始動して主機回転数を上昇させたところ、主機が突然停止した。</p> <p>船長は、主機を再び始動して低速で運転し、釣り場の移動と釣りを繰り返していたものの、やがて主機が低速運転中でも停止するようになり、自力での航行を諦めて^{つばきどまり}椿泊漁港にある修繕ドックに救援を要請した後に118番通報を行った。</p> <p>本船は、来援した引船が^{えい}航して椿泊漁港に到着し、機関整備会社が点検した結果、‘燃料油タンクから燃料油こし器に至るゴムホース製配管’（以下「本件ホース」という。）の燃料油こし器との接続口（内径約5mm）がスラッジ状のゴミで閉塞していることが分かった。</p> <p>船長は、出航する前に燃料油こし器のエレメント等に異状がないことを確認していたものの、これまで燃料油に起因する機関故障を経験していなかったため燃料油タンクの中まで点検しておらず、燃料油タンク及び本件ホースの内部にゴミが溜まっていることには気付かなかった。</p> <p>本船は、就航後約20年が経過しており、燃料油タンク内部の掃除をしたことがなかった。</p> <p>本船は、本インシデント発生時、燃料油タンク（容量約400ℓ）</p>

	内には約300lの燃料油が入っていた。
分析	本船は、約20年間、燃料油タンクの内部の掃除をしていない状態で航行中、燃料油タンク内のゴミ等が本件ホース内に流入して燃料油こし器の入口接続部で閉塞したことから、主機への燃料油が供給されなくなり、主機が運転できなくなって、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、約20年間、燃料油タンク内部の掃除をしていない状態で航行中、燃料油タンク内のゴミ等が本件ホース内に流入して燃料油こし器の入口接続部で閉塞したため、主機への燃料油が供給されなくなり、主機が運転できなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、燃料油タンクの給油口からのぞき見て燃料油の残量を確認する際、同時に燃料油中の汚損状況を確認すること。 ・ 船舶所有者は、少なくとも10年に1度、燃料油タンクの内部を掃除すること。